

令和5年7月24日

栃木県保健福祉部長 岩佐 景一郎 様

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰 格

栃木県社会福祉法人経営者協議会
会長 菊 地 月 香

**未曾有の物価高騰、全産業平均との賃金格差拡大
利用者・地域社会を守り抜くための緊急要望
～物価高騰対策へ適切な補助の実現と
福祉従事者に対する処遇改善へのご協力依頼～**

私たち社会福祉法人は、厳しい社会情勢のなかにあっても福祉サービスを維持・継続し、生活困窮や孤独・孤立対策、災害支援や地域における公益的な取組など、セーフティネットの役割を果たし、国民・地域住民の生活を守り、社会・経済活動を支え続けることを使命としています。

しかしながら、終わりの見えない物価高騰により、社会福祉法人経営においては、これまでに例をみないほどに深刻な影響が生じています。本会の緊急調査では、過去2期連続でガス代、ガソリン・軽油代、給食費・食材費などあらゆる費目で物価上昇の影響が生じ、物価高騰前（2年前）と比較すると、約541万円もの負担が生じ、経営は非常に厳しい状況にあります。

福祉施設・事業所の収入は、公的価格で定められており、安易な支出削減はサービスの量や質の低下に直結し、また、法人の判断で利用料の値上げ（価格への転嫁）をすることもできません。

経営状況の悪化は、喫緊の課題である福祉人材確保にも大きく影響します。福祉従事者に対し、全産業との賃金格差を是正するために令和4年2月から収入3%程度、（月額9,000円）の処遇改善が講じられましたが、経済界では政府の要請を受け、今季の春闘で賃上げ率3.8% 月額11,844円の賃上げとされました。他産業との差は広がるばかりです。

適正な水準まで賃金を引き上げることができなければ、処遇改善の最終的な目標である必要な人材確保は達成できません。また、全就業者の約13%（約900万人）を占める医療・福祉分野の就業者の生活を守る、物価高騰に耐えうる基本的給与の引き上げが急務です。

つきましては、社会福祉法人が、国民・地域住民の生活を守り、地域のセーフティネットの役割を果たしていくために、福祉サービスの継続に必須の物価高騰対策の補助金を適切な金額にて実現してください。

また、新しい資本主義が掲げる公的部門における分配機能の強化として、骨太方針など政府方針で盛り込まれたすべての福祉従事者へ更なる「処遇改善・賃上げ」に対するご支援をお願いします。